

中野区保育所における保育等に関する条例新旧対照表

改正案					現行				
第1条～第11条 (略)					第1条～第11条 (略)				
附 則					附 則				
別表第1 (第4条関係)					別表第1 (第4条関係)				
保育料徴収基準					保育料徴収基準				
各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		基準額 (月額)			各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		基準額 (月額)		
階層 区分	定義	3歳未 満児の 場合	3歳児 の場合	4歳以 上児の 場合	階層 区分	定義	3歳未 満児の 場合	3歳児 の場合	4歳以 上児の 場合
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2 (略)					別表第2 (略)				

別表第3（第5条関係）

(1) 延長保育料徴収基準（1時間までの額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
(略)				

(2) 延長保育料徴収基準（1時間を超え2時間までの額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
(略)		

別表第3（第5条関係）

(1) 延長保育料徴収基準（1時間までの額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
(略)				

(2) 延長保育料徴収基準（1時間を超え2時間までの額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
(略)		

(3) 延長保育料徴収基準（1日単位の利用の額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（日額）	
階層区分	定義	1時間延長保育の場合	2時間延長保育の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
(略)			

備考 (略)

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(3) 延長保育料徴収基準（1日単位の利用の額）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額（日額）	
階層区分	定義	1時間延長保育の場合	2時間延長保育の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
(略)			

備考 (略)